

重要 難視対策はお済みですか？ 地上デジタル放送難視対策の各種支援は終了します。 お早めに申し込みを。

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも**本年12月中の申し込みが必要**です。特に積雪地域では積雪の影響から冬期間の工事が出来ませんので、早めの申し込みをお願いいたします。

問い合わせ 総務省 地デジコールセンター ☎0570-07-0101

宮城県市町村合同公売会in大崎を開催します！

11月・12月の宮城県一斉滞納整理強化月間の一環として宮城県市町村合同公売会を開催いたします。

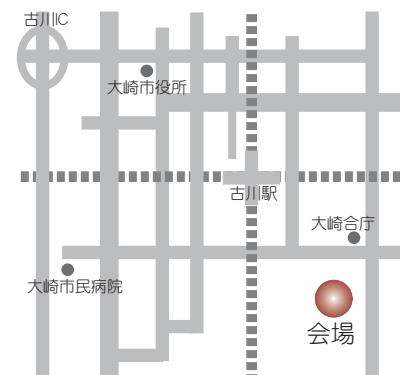
宮城県及び各市町村が税金滞納者から差し押さえた動産を入札方式とせり売り(オークション方式)にて売却いたします。

入札書に住所、氏名、入札価額を記入するだけで、掘り出し物が気軽に購入できる機会ですので、ぜひご参加ください。

会場：大崎市古川武道館

9:00～	開場		
10:00～	第1回入札開始	10:15～	開札
11:00～	せり売り		
12:00～	第2回入札開始	12:15～	開札
13:00～	第3回入札開始	13:15～	開札
14:00～	再入札開始	14:15～	開札

【日程】
11月8日(土)
入場無料



住所：大崎市古川旭4丁目5-2

- ※入札開始前に来場し物品の下見をして掘り出し物を見つけてください。
- ※出品物及び件数によって入札及びせり売りの回数を変更する場合があります。
- ※当日必要なもの ①購入(買受)代金 ②印鑑 ③身分証明書 ④代理で入札する場合は委任状

◇問い合わせ 宮城県総務部地方税徴収対策室
☎022-211-6681 FAX 022-211-2289 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/>

下見会の開催

- ◇日時 11月4日(火) 午前10時から午後3時
- ◇場所 役場町民税務課相談室
- ※南三陸町から出品する動産の下見会です。
- ◇問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372



差押物品例

シリーズ おらほの 納税教室 ③

これまで、確定申告について、いろいろな情報をお伝えしてきましたが、今回は、この時期に知っておきたい年末調整と確定申告について紹介していきます。

サラリーマンは、年末調整をすると確定申告はいらない?!

11月になると、給与所得者(いわゆるサラリーマン)の勤務先では、年末調整が行われます。年末調整とは、源泉徴収されている(給与から引かれている)税金を配偶者や扶養家族、社会保険料、生命保険料等の控除で調整することをいいます。

適切に年末調整をした給与所得者は原則、確定申告をする必要がありません。勤務先で年末調整の書類が配布された際には、記入漏れ等に注意し、きちんと提出するようにこころがけましょう。(給与収入が200万円を超える方、2か所以上から給与を受けている方などは、確定申告が必要です。)

- ちょっと待って！確定申告をすることで、源泉徴収された税金が還付になることがあります。
 - ◆自分や家族が年間に支払った医療費(保険金などで補てんされる額を除く)が10万円(所得金額が200万円未満の場合は、所得金額の5パーセント)を超えた。(医療費控除)
 - ◆いわゆる「ふるさと納税」で、自治体に寄附をした。(寄附金控除)
 - ◆家を建てたり増改築をして、住宅ローンを利用した。(住宅借入金等特別控除)
 - ◆震災による住宅や家財などの損失の繰越がある。(雑損失の繰越控除)
- でも、「確定申告ってよくわからない」「申告書の書き方がわからない」… そんな方でも大丈夫です！

町民向け「出張！おらほの申告教室」12月に開催決定！

確定申告について理解が深められるよう、町職員が出張して、制度や申告書の書き方をわかりやすく説明します。申告書の書き方を学んで、スムーズな確定申告を目指してみませんか？

○制度がわかると、税金の還付が受けられる！

上記の例のように、確定申告をすることでいろいろな控除が受けられ、税金が還付になることがあります。今年あてはまらない方でも、制度を知っておくことで適切な納税につながります。

○申告書の書き方がわかると、申告受付会場へ行かなくてすむ！

例年、役場の申告受付会場は混み合ううえ、平日の昼間に時間がとれない方も多と思います。自分で申告書を作成できれば、申告受付会場に行かなくても税務署へ郵送するだけで確定申告ができます。

～詳しい日程・会場等は、来月号でお知らせします。～



帳簿の記帳・書類の保存についての不明な点は、
気仙沼税務署(☎22-6780)へご相談ください。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

～漁業者・農業者向け「おらほの申告教室」も開催！～

漁業や農業による所得がある方などは、平成26年1月から「帳簿の記帳」と「書類の保存」が義務化され、その帳簿や領収証等の書類がないと確定申告ができません。そこで、申告書の書き方だけでなく、帳簿の記帳など必要書類のまとめ方もあわせて学ぶ漁業者・農業者向け「おらほの申告教室」も開催します。

詳しい日程・会場等は、後日あらためてお知らせします。